
平成26年第2回大和町議会定例会会議録

平成26年3月14日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	曾 根 秀 子
議 事 班 長	千 坂 俊 範	主 事	逢 坂 孝 徳

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

中川委員長初め、委員の皆さん、大変予算特別委員会ご苦労さまでございました。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番平渡高志君及び12番堀籠英雄君を指名します。

日程第2「委員長報告（平成26年度各種会計予算の審査結果について）」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、委員長報告。

本定例会において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成26年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長中川久男君。

予算特別委員会委員長 (中川久男君)

報告をいたします。

今定例会において、去る3月4日日本特別委員会に審査を付託されました平成26年度一般会計予算及び10の各種特別会計予算並びに水道事業予算については、予算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり決するものと決定いたしましたので、ここに報告申し上げます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては審議を省略し、討論、採決を行うことといたします。

日程第3「議案第21号 平成26年度大和町一般会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第21号 平成26年度大和町一般会計予算について討論に入ります。
討論ありませんか。8番藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

一般会計について、予算への賛否ということですので、あれこれというよりも性格ということで判断させていただきます。

税金には公共サービスの費用の調達、そして所得の再分配、そして景気の調整というような機能があると言われております。その中で、今回の予算の中で税負担の公平性に疑問を持つところがございます。69ページ、6款1項2目商工振興費約1億8,800万円ですか。昨年よりも4億2,600万円減ですが、その中の大部分は企業立地奨励関係でございます。約1億1,800万円、63%、その中で9社と1社に企業立地関係の奨励ということでございます。

そういう中で、言ってみれば性格としては企業への減免の措置というようなことになるのだろうというふうに思っております。個人への減免ということでは、低所得の方へのそういう規定になっておりますが、この企業立地関係につきましては、俗っぽくい方をすれば高い税金を納める方が隣の町に行くよりもこっちに来てちょうだいというような、そういうような意味合いもある制度でございます。そういうことでの税金を安くするというような制度でもございます。その中で、もちろんある一定期間を過ぎれば税金が入ってくるという見込みの中での制度であります。それから、国からの交付税の措置もあるというところでございますが、やはり税の公平負担というものには反するやり方であろうということでございます。もちろん、これについては条例によってなっているのでありますが、やはりいかなるものかということでの反対の立場を表明させていただきます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。反対討論、賛成討論ありませんか。10番伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

私は、賛成の立場から討論いたします。

平成26年度予算編成は、人口が2万7,000人を突破し住民の構成が大きく変化するなどを踏まえ、地域の課題を主体的に捉えた施策として町税の伸びは見込めるものの、地方交付税は大きく減少となる見通しから歳入全体として多く見込めない中、歳出では扶助費や投資的経費の増加により収支は非常に厳しいが、経常的経費の見直しや消費的経費、消費税増税分の削減に努力しており、一般会計予算総額94億4,400万円で、前年度に比べ8億5,700万円、10%の増となっており、財源は町税38億5,684万9,000円、地方交付税は14億9,760万2,000円、国庫支出金は13億3,018万3,000円、県支出金5億6,001万2,000円、町債6億3,940万円とその他の収入のほか学校庁舎基金から2億円、財政調整基金からは1億円の取り崩しをもって充当することになり、効果的な執行に期待し賛成といたします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案どおり可決されました。

日程第4「議案第22号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第22号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算につ

いて討論に入ります。

討論ありませんか。ないですか。16番大崎勝治君。

1 6 番 (大崎勝治君)

討論する前に、委員長の報告でいいかなんだか聞かなきゃないんでないですか。

議 長 (大須賀 啓君)

委員長報告は終わっているんです。（「報告のとおりでいいかなんだか聞いてからすべきでは」の声あり）討論してから、最後に委員長報告のとおりでよろしいですかということにしています。（「はい、わかりました」の声あり）前回と同じですね。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。本予算は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第23号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第23号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

今回の介護保険の予算のことにつきましては、私、一般質問の中でも質問させていただきましたが、今現在県内で介護保険への被災者への免除制度、各市町村かなり復活というんですかね、多賀城市それから松島町、七ヶ浜町ということで、今残念ながら、残念ながらという表現はあれですね。黒川郡の3町だけが今、復活という中からは乗りおけているんだらうなというふうに思っております。ということで、大きな流れに乗りおくれた予算になっているなということで、やはり賛成できないということで、反対の意見を表明いたします。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議案第23号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第24号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第24号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。14番馬場久雄君。

1 4 番 (馬場久雄君)

討論反対の立場から話させていただきます。

先ほど特別委員会では賛成8、反対8、委員長採決で賛成というふうな形にはなったわけなんです、町からのこの件に関してのご説明頂戴したときも、各団体が1つになって地域振興に寄与して、福祉向上に尽くすんだというふうな説明は受けました。きょう要望書も上がっているわけなんです、いろんなその中でこの株式会社宮床地域振興公社というふうに銘打った会社が、そういった計画書であるとかいろんな事業概要であるとかそういった概要が示されないままで、出資金として財産区から2,000万円を出して設立をするというようなことなんです、内容を若干聞いたところ例えば受託業務とかが考えられるわけなんです、会社として利益ももちろん追求していかなくない状況になると思います。例えばの話、受託事業を請け負った場合、今後町で現在やっている地域振興公社の仕事とかち合わないのかどうか。また、それ以外にこの会社はいろんなところで自分のところで営業活動をして、そういう事業をやっているのかどうか。

いずれにしても期待される会社として、そういう概要をやはり議会のほうにも示し

てからやるべきじゃないかというふうに思っております。財産区の、2,000万円といえども一応公金であろうと思いますので、その辺の有効な使い道をするためにも、やはり会社の概要なりなんなりをこの議会にも説明があつてしかるべきじゃなかったかという観点から、反対をさせていただきます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。1 番今野善行君。

1 番 （今野善行君）

私は、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

この公社の話については、ここ3年ぐらい前からいろいろ地区内で議論を重ねてきたという経過をたどってきているということは、我々も聞いて参加もしているわけがあります。その中で出てきたのが、財産区の財産の運用の仕方等もちろんあったわけではありますが、ベースはやっぱり宮床地域の活性化をどうするかというのが一番最初の出どころだったんでありますね。その中で、特に今、宮床地区内に大和町の歴史の村としての位置づけがされておまして、その中にいろんな歴史の原阿佐緒記念館とか宮床宝蔵とか旧伊達住宅とか、こういうものが整備されてきたわけであります。そういったものを地域の中で維持管理していくことも必要ではないかというのはもちろんあります。

それから、もう一つは、伊達家への歴史的なところはある地域として、もともとは山林が最も多くてその中で林業を中心に、例えばざるとかかごとかそういう工芸技術とといいますか、そういうのもあって発達してきたところではありますが、これらについては時代の変遷とといいますか、そういう中で廃れてはきているわけではありますが、いずれ伝統的な技術とといいますか、そういうのも伝えていく必要があるんじゃないかというようなことがあります。

それから、先ほどもちょっと馬場議員さんのお話もあつたわけではありますが、宮床地域の中にいろんな組織があつてそれぞれ活動はしているわけではありますが、トータル的に見たときにいろんな管理事務的な経費を削減する必要があるんじゃないかというようなことで、いわば一般にいう一般管理費の節減を図っていくということで、事務的な部分を統合させて、その運営をする主体としての公社設立というようなことに至つたというようなことであります。そういう意味で、七ツ森を中心とした自然とか

歴史的な観光資源、あるいは地域資源、特に間伐材等の問題もあるわけでありますが、こういった地域資源を活用した多様な事業展開、こういうことの展開を図っていこうというようなことを思って、地域の活性化、発展に貢献していきたいというような説明もされているわけであります。

その結果、地域住民の福祉の向上に寄与するような組織として立ち上げてはという内容になっているので、そういう意味からしてもこの公社の出資については財産区管理委員会、それから町長も含めて英断をしていただいたわけでありますので、賛成したいと思います。

以上であります。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2番 （浅野俊彦君）

それでは、私、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

宮床には、歴史的観光施設と豊かな自然がございます。町内外から多くの観光客に来ていただいているところではあります。しかし、残念ながら転入者は少なく、いわゆる従来からの宮床8行政区の人口の動向を見ると減少しておりまして、地域活力の低下というところが非常に懸念されます。特に、著しいのが宮床小学校の児童数の減少ではないのかと考えます。今回の出資に当たっての一番の目的としては、この地域の活性化のため、さらには将来を担う子供たちが住んでこの地を守っていくんだと思ってもらうためにも、ある意味大きな町に負担をかけずに助成金や補助金に頼ることなく、ある意味行政ではできないような地域性を生かした特色ある企画とサービスを提供し続けるという仕掛けが重要ではないのかなと思います。

そういった意味で、その仕掛けをどうやってやっていくのかといった際に、フレキシブルに、さらにはスピード感と危機感を持ってこれを実現するというための出資でありまして、地方公共団体の長の監督下に置かれる公社形式という形で取り組むための出資であり、公益性と中立性を兼ね備えており、有効であると考え賛成するものがあります。

今後の中身の議論というところで、先ほど馬場議員のほうから資料の提示が少ないんじゃないかというお話がありましたけれども、まさにこれからつくり上げていくものだと思います。そういった意味でも、中身の議論というところでは今後執行部サイ

ド、議会サイド一体となって継続的な事業運営ができるようにチェック体制を果たしていきたいと考えますとともに、宮床振興開発協議会に属する各種団体の事務処理の効率化、及び一部統廃合も含め期待をしておりますのと、透明性、計画性ある公社運営に努めていただきたいことを申し加えまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これより議案第24号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

済みません。もう一度ご起立願います。賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、本予算は否決されました。

日程第7「議案第25号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第7、議案第25号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第25号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第26号 平成26年度大和町落合財産区特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 8、議案第26号 平成26年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案どおり可決されました。

日程第 9 「議案第 2 7 号 平成 2 6 年度大和町奨学事業特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 9、議案第27号 平成26年度大和町奨学事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 「議案第 2 8 号 平成 2 6 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第10、議案第28号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第29号 平成26年度大和町下水道事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第29号 平成26年度大和町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12 「議案第30号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計
予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第30号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第31号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第31号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第32号 平成26年度大和町水道事業会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第32号 平成26年度大和町水道事業会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第33号 宮床財産区有財産の処分について」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第33号 宮床財産区有財産の処分についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書64ページ、議案第33号 宮床財産区有財産の処分でございます。

下記の宮床財産区有財産を宮城県に売却することにつきまして、地方自治法96条第1項第8号並びに大和町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。なお、この件につきましては説明資料といたしまして別冊の資料もご提出申し上げてございますので、あわせてご参照いただければと存じます。

まず1といたしまして、処分の理由でございますけれども、宮城県が施工いたします一般県道大衡仙台線宮床道路改良事業用地としてでございます。

2といたしまして、処分する財産につきましては、大和町宮床字四辻13番31のうち山林1万4,702.42平方メートル、それから大和町宮床字四辻13番33のうち山林1,936.74平方メートル、合計では1万6,639.16平方メートルでございます。位置及び丈量図につきましては、別添資料2ページから4ページに記載してございますけれども、宮床中学校の北側付近の2カ所となっているものでございます。

3といたしましては、売却予定金額につきましては、1平方メートル当たり1,000円の単価でございまして、1,663万9,160円でございます。

4、契約相手方につきましては、仙台市宮城野区幸町4丁目1番2号、宮城県仙台土木事務所長鷺巣俊之氏でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第34号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第34号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

それでは、議案書65ページをお願いいたします。

議案第34号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成25年9月30日、仙台市青葉区上杉6丁目2番29号地先で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、大和町職員の運転する公用車が、平成25年9月30日午前10時ごろ、仙台市青葉区上杉6丁目2番29号地先、愛宕上杉通り上を南方向に走行中、相手方車両が赤信号で停止し公用車も停止しましたが、車内の落とし物を拾おうとしたところ、ブレーキ操作を誤り相手方車両に後方から追突したことによる事故でございます。

損害賠償の額でございますが、大和町と相手方は過失割合を大和町が100%、相手方がゼロ%とし、大和町は相手方に対し相手方の車両の損害額13万2,781円を支払うものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

何点かあるんですけれども、こちらの損害額の13万2,781円というのは、これ全額保険分として支払われるものかどうかをお聞かせいただきたいのと、12月定例のときにも交通事故の賠償金の和解の事案があったんですけれども、今回も9月30日の事故ということで出てきていますが、これ、9月30日というのは秋の交通安全県民総ぐるみ運動の最終日に当たる期間なんですけれども、どのような指導を行っているのかをお聞かせいただきたいんですけれども。2点お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

それでは、千坂議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

全額保険かということですが、全額保険での対応でございます。

あと、事故を起こした職員に対する対応ということですが、公用車運転並びにマイカーもそうなんですけれども、交通事故には十分注意をするようにということで、会議ある等の際に、課員のほうにはこちらのほうからお話のほうをさせてもらっておるところでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

3番千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

小事は大事という言葉があるように、たまたま人身事故とか死亡事故が発生しないだけであって、今後取り組むに当たって毎回注意したという話なんですけれども、やはり毎回同じで防げないんだから、何か対策を考えていかなくちゃいけないんですけれども、課長では答弁難しいんですけれども、町長の答弁があれば聞かせていただきたいんですけれども。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この件につきましては、本当に事故、おっしゃるとおり前回の議会でもそのとおり和解についてということがありまして、今回もこのようにあり、次の案件につきましても事故でございました。その都度ご説明を申し上げ注意をしているのはそのとおりでございますが、なかなかおさまらない現実がございます。

今、課長がお話したとおり機会あるごとにといいますか、私の場合は朝礼や庁議、そういったみんなの前で話すときには必ずそういうことを申し上げておりますし、また徹底をしているということでございますが、現実的にこういった状況にありまして、非常に残念に思っております。

安全管理者会とか、この間一般質問でもあったところでございますけれども、ああいった方策もあるということ、そのことがすぐにできるかどうかという問題はありますけれども、まずは一人一人の注意というのが大事だというふうには思います。それから、そういうみんなが見ているという対応ですね。そういった方策もあるということでございますので、もう少し具体の、今これというものではございませんが、なくするためのものについてしっかり考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時07分 休 憩

午後4時18分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17「議案第35号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第35号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、議案書の66ページをお願いいたします。

議案の第35号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成25年11月21日、黒川郡大和町吉岡字車東16番地の8地先で発生した交通事故に関し損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1の相手方ではありますが、住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

2の事故の概要でございます。大和町職員の運転する公用車が、平成25年11月21日午前10時20分ごろ、黒川郡大和町吉岡字車東16番地の8地先、町道吉岡吉田線を東方向に直進中、交差点に進入したところ相手方車両が東方向より右折するため交差点内へ進入し、徐行せずに右折しようとしたため公用車の減速が間に合わず、公用車前方と相手方車両左側面が衝突したものでございます。損害は、町の公用車は左前方ライト及びバンパーが損傷、相手方車両は左側面が損傷したものでございます。

3の損害賠償の額ではありますが、大和町と相手方は過失割合を大和町が40%、相手方が60%とし、大和町は相手方に対し相手方の車両の損害額36万9,862円を支払うものとしたすものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

先ほどの件も前者の言ったとおりであります、やはりこのごろ少し多いのかなという不安に私も感じておるところであります。それで、車同士の今、物損事故でありますから、まだいいということではなく、これもし人身事故であれば、二十歳前後であれば年間総所得の1億円とか2億円とか、やはりそういう賠償も町であればされるケースが多くなってくると思いますよ。ですから、私は、人がやるもんですから私たちも、議員各位がやっぱり気をつけていかなきゃいけないことだし、やはり公務ですからそんなに慌てて、営業時間でやるものでもないし、ある程度の余裕を持ってやっていくことが大事なのかなと。やはり営業をして、民間であればある程度の収益を上げなきゃいけないというようなものでもないとは私は思うんですよ。ある程度の余裕を持った運転をしていかなければ。やっぱり余裕ですね。それをやっぱり、町長、ここで何回も言っているようですけども、そんなに慌てなくてもいいから事故だけは起こさないような方法でやっていくことを私は言いたいんですけども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

34号と35号ということで、引き続きでまことに申しわけなく思っております。

お話のとおり、余裕を持った仕事に取り組むといいますか、そういったことは各課でも言っております、決してきゅうきゅうの中でやっているというような状況ではないというふうに思っておりますが、なおそういった時間の余裕なり気持ちの余裕なりを持てるような中で今後は車の運転とかをするような体制、その辺をみんなして同じ認識を持ちながら取り組んでまいりたいというふうに思いますし、指導してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

そうですね。これ、本当に人身事故で通学路なんかで子供たちがいるところに突っ込むというケース、そうしますとこの事故を起こした本人もやはり仕事を失うようなことになるようなケースもありますので、やはりこれはきちっと職員一人一人余裕を持った時間でやっていただきたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。3番千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

1点ですけれども、この公用車は法定速度何キロのところを何キロで走行していたのか、お聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

当該事故が発生した箇所につきましては、ここに記載している箇所、吉岡の字車東16番地の8地先というふうなこと、町道吉岡吉田線というふうなことであります。具体的な場所につきましては、宮城交通の営業所ある前のあそこの交差点の部分でございます。

こちら側の公用車、軽トラックであったんですが、交差点内に進入をして信号機が変わったぐらい、そういったタイミングで相手方車両がぎりぎり右折に入ってきたというふうな状況だというふうな話を伺っております。そういった部分で、法定速度については、あそこは40キロですよね。40キロですので、当然そういった交差点ですので、そのような速度で進入したというふうと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

この保険で支払うときに、警察の事故報告書とか何とかって、ブレーキかけた跡から法定速度何キロだから過失度何ぼと出ているはずなんですけれども、そういったものというのはいないんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

警察のほうの現地の調査というんですか、そういうことについても検分されておりますし、あとその後については保険屋同士のお話というふうなことで、具体的なその辺の部分については当方のほうにはちょっと来ていないと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

やはり幾ら保険会社に任せるといっても、町が当事者ですからその辺の指導をするに当たっても、その職員が法定速度40キロのところを果たして何キロで走っていたのかというのを聞いておかなければ、今後の注意のしようがないかと思えますけれども。その辺のやっぱり対応のまずさが出ているんじゃないかなと思えますけれども。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

特に上下水道課、現場を持っておりますし、仕事の内容も外歩きというふうなものが大分頻度が多い場所でもございます。今のお話のように、そういった法定速度を守り、こちらが守っても相手方がどのように、車であれ人であれ自転車であれいろんなそういった相手の動きも常々注意しながら、もらい事故というふうなことも含めてや

っぱり今後その辺をさらに注意しながら、運転というふうなものに気を配るようにきちっと指導をしてまいりたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第36号 町道路線の廃止について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第18、議案第36号 町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

それでは、ご説明申し上げます。

議案書67ページをごらんになっていただきたいと思います。

議案第36号 町道路線の廃止についてでございます。

下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。下にまとめさせていただいた2つの路線の廃止をお願いするものでございます。

別冊の説明資料をごらんになっていただきたいと思います。別冊2ページ目をお開きになっていただきたいと思います。

今回、廃止をお願いする路線を示させていただいております。

まず、図面の見方でございますが、上が北側、下が南、右側が東、左が西という方向でございます。下のほうをごらんになっていただきたいと思います。右側から黒川病院、それからまほろば公園、大和町の役場ということで、中央付近に洞堀川が走っておりまして、その北側、前回吉岡南第二の町道認定の際にお願いした箇所でございますが、今回廃止する部分につきましては、まず左上のこのブルーのラインで示した部分でございます。丸の地点が起点をあらわすもので、矢印のほうが終点という表示の仕方になっております。今回、このまずブルーのラインで示させていただいた部分につきましては、現在吉岡南第二1の1号線ということで認定してございましたけれども、この路線につきましては既に古街道線ということで認定済みの路線でございましたので、今回重複しているものでございましたので、正しいものに改めさせていただくご承認をお願いするものでございます。

それから、右側の吉岡南第二1の15号線ということで、これにつきましても既に東車堰線ということで認定済みの路線でしたので、先ほどと同じく重複していた路線でございましたので、この分の廃止をお願いするものでございます。

整理番号1番といたしまして、吉岡南第二1の1号線、起点が大和町吉岡字西車堰157番、終点が大和町吉岡字台の下156番、延長が122.5メートル、幅員につきましては6.0メートルという路線でございます。

2つ目の路線につきましては、吉岡南第二1の15号線、起点が大和町吉岡字車堰99番、終点につきましても吉岡字東堰99番ということで、延長が65.1メートル、幅員については9.0メートルというような路線でございます。

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第37号 町道路線の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第37号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

続きまして、議案書68ページをごらんになっていただきたいと思います。

議案第37号 町道路線の認定についてでございます。

下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。認定をお願いする路線につきましては、下記の3路線でございます。

先ほどと同じように、説明資料をごらんになっていただきたいと思います。説明資料3ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

全員協議会のほうで現地を視察させていただいた箇所でございます。リサーチ西区の開発区域の中の路線でございます。ごらんのとおり、赤のラインで示させていただいた丸の部分については起点ということで、矢印の部分が終点を位置するものでございます。

今回、認定をお願いする路線名につきましては、テクノヒルズ2号線、起点が大和町小野字蛇石山7番6号、終点につきましては小野字一ノ渡戸21番1号でございます。延長が664メートル、幅員につきましては11メートルから57.2メートルという幅員構成になっております。57.2メートルという幅員、大分広いんじゃないかというふうに疑問を持たれる方もいるかと思いますが、この57.2メートルの幅員につきましては右折レーン、それから2車線でございますので車道の2車線分、合わせて隅切りの部分が広がっておりますので、その広がった部分の端から端までという幅員でございますので、このような57.2メートルというような幅員になっているものでございます。

続いて、4ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

2本目の認定をお願いする路線でございます。先ほどの廃止した路線の南側の位置

でございます。起点がちょうど天皇寺のお寺の前、路線名が天皇寺高田線から東側に延びる路線でございます。路線名につきましては吉岡南第二1の1号線、起点が吉岡字西車堰35番の1号、終点が吉岡字台の下26番でございます。延長220メートル、幅員が9メートルから16メートルという幅員構成でございます。

続いて、資料5ページをごらんになっていただきたいと思います。

3路線目の認定をお願いする路線でございます。路線名が大横手西線、起点が大和町まいの1丁目3番7号、終点が大和町落合蒜袋字古川一番1号でございます。延長が148メートル、幅員につきましては3メートルから9メートルという幅員構成になっております。大和インター区画整理から延びる路線でございます。この路線につきましては町道舞野蒜袋線道路改良の際に旧道の分が落ちてしまったというふうな路線でございます。今回認定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第38号 字の区域を変更することについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第20、議案第38号 字の区域を変更することについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

69ページの議案第38号でございます。

字の区域を変更することについてご説明いたします。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を下記のとおり変更するものとしたすものでございます。

記のところを見ていただきたいと思いますが、今回区域を変更する新しい字名がテクノヒルズというふうになります。この字名に編入する区域ということで、右側真ん中なんです、小野字一ノ渡戸1の1、1の6から1の8まで、以下あと22の15まで、これがテクノヒルズに編入される区域です。あと、小野字蛇石1、2、3の1からということで、これらがテクノヒルズに編入される区域になります。あと、小野字蛇石山2、3、5の2から5の5まで以下7の6まで、これがテクノヒルズに編入される区域でございます。あと、小野字前沢1の2、1の15、1の16、これがテクノヒルズという字名に編入される区域となります。

皆さんに配付しております議案説明資料、議案第38号関係を見ていただきたいと思っております。

今回の変更につきましては、大和リサーチパーク、これの東地区と西地区の造成が間もなく完了しますことから、関係する字の変更を行うというものでございます。

議案第38号関係の資料を見ていただきます。

今回の変更する区域の位置関係でございますが、赤で囲ってございます。西地区とあと東地区と。真ん中のところに東京エレクトロンですね。これが立地しているところでございまして、既にこれはテクノヒルズという字名に変更してございまして、エレクトロンはテクノヒルズ1番というところになります。今回の造成につきましては、皆さんもご存じのように大和リサーチパークとしまして宮城県土地開発公社が造成しまして、平成21年6月から分譲を開始しております。それで、前の造成につきましては21年3月議会におきまして字の変更承認をいただいております、その際にテクノヒルズという字名に変更しております。それで、エレクトロンがテクノヒルズ1番になったところでございます。

今回変更しますのは、隣接する東地区と西地区でございまして、東地区につきましては平成24年4月から分譲を開始しております。西地区につきましては、平成26年3月いっぱい造成が完了する予定でございまして、4月から分譲開始が予定されておるというところでございます。この3地区につきましては、造成時期に違いはありま

すが、市街化区域の編入及び環境アセスメントも同時期に行われておりますが、造成工事が完成することによりまして、この辺は一体化して大和リサーチパークの開発用地ということで新たなテクノヒルズという字名にする必要があるというものでございます。

その後ろに図面がついてございますが、前の図面が変更前の図面でございます。ちょっと細かくて見にくい図面でございますが、今の旧字名の区画線とあと新しい字名の区画線を重ねた図面でございます。この赤い線でございますが、この赤い線が今回テクノヒルズという字名に変わるところでございますが、真ん中の東京エレクトロンが建っている付近につきましては、もう既に変更されている字名でございます。その上の右上の部分の一面と、あと左の部分ですね、県道を含めた左側の分、今回造成しているところ、これを今回新たなテクノヒルズという字名に編入するというものでございます。それで今回、先ほど議案書のほうにも載っておりますように、一ノ渡戸、蛇石、蛇石山、前沢ですね。この4つの字名がテクノヒルズという字名に編入されるところでございます。

2枚目の図面でございますが、これが造成後の図面になります。このような形の区画になるというものでございます。それで、新しい区画の地番等につきましては、今後換地処分なりが進みまして、あと地番が登記されるという形になっておるといものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第39号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、議案第39号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、議案書の70ページの議案第39号でございます。

宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、平成26年3月31日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から塩釜地区環境組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約の変更でございますが、これにつきましては宮城県の市町村職員退職手当組合を構成しております全ての団体からの議決が必要だということで、退職手当組合のほうからの依頼があったものでございます。それで、今回の変更する理由につきましては、現在この当該退職手当組合に加入しております塩釜地区環境組合という団体があるわけでございますが、これが平成26年の3月31日をもって解散することになったということでございます。そのため、この退職手当組合から脱退するということで規約を変更するものでございます。数の減少と規約の一部変更をするというところでございます。

なお、この塩釜地区環境組合につきましては、構成団体が同一である塩釜地区消防事務組合というものがございます。これもこの組合に入っておりますが、その組合に統合、再編されるということで、こちらの塩釜地区環境組合は解散するということになったというものでございます。

71ページに別紙としまして、宮城県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する

規約ということでございます。これにつきましては、皆さんのほうに配付しております説明資料、議案第3号から第8号関係、議案第39号から第41号関係という説明資料をお渡ししておりますが、その説明資料の54ページを見ていただきたいと思っております。

54ページでございますが、ここに右側の旧のほうで下から3行目に塩釜地区環境組合が入っておりますが、これが今回削除されるという形になるものです。なお、ちなみにその2行上の右側に塩釜地区消防事務組合というのがあります。これと今回統合されるということでの規約の変更ということでございます。

議案書の71ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項としましてこの規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置でございます。塩釜地区環境組合が平成26年3月31日までに宮城県市町村職員退職手当組合がした負担金につきましては、宮城県市町村職員退職手当組合負担金条例第6条第1項の規定にかかわらず、その納付または還付すべき額を塩釜地区消防事務組合が承継するという経過措置でございます。

よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第40号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変

更について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第22、議案第40号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

議案書72ページの議案第40号でございます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてでございます。

これにつきましても、今回の変更につきましても退職手当組合と同様に、塩釜地区環境組合が統合、再編されることによりまして今回組合から抜けることになりましたので、数の減少並びに設置規約ですね、その変更ということでございます。

73ページでございますが、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約ということで、この規約の中で別表中、塩釜地区環境組合を削るというものでございますが、これにつきましても先ほどの皆様に配付しております資料の55ページでございますが、同じように塩釜地区環境組合を削るというものでございます。

議案書の73ページでございますが、附則としましてこの規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

日程第23「議案第41号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、議案第40号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、議案第41号でございます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてでございます。

この審査会の関係につきましても、同じように塩釜地区環境組合が塩釜地区消防事務組合と統合、再編することになりましたので、塩釜地区環境組合が脱退するというので、この審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少ということでございます。また、それに伴いまして、この審査会共同設置規約の一部変更をするというも

のでございます。

議案書の75ページでございますが、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約ということでございまして、これも同じように別表第1中、塩釜地区環境組合を削るということでございます。これにつきましては、皆様に配付しております説明資料56ページですね。この中に書いておりますように、塩釜地区環境組合を削るというものでございます。

議案書75ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この規約は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第24、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問の第1号でございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町吉岡字館下19番地の1、氏名、中島一郎氏、生年月日、昭和21年2月18日でございます。

別添の定例議会説明資料、諮問第1号関係をごらんいただきたいと思います。この中島氏の経歴等につきましては、ここに記載されておるとおりでございます。現在は一般社団法人大和町シルバー人材センターの理事長をやっていただいております。推薦の理由でございますけれども、中島氏には現在人権擁護をやっていただいておりますところでございますが、26年度の6月30日で任期満了を迎えますことから、再度推薦いたしたく今般議会の意見を求めておるところでございます。

氏につきましては、昭和39年の4月から平成18年まで宮城県に奉職をされまして、福祉行政にも携わり、福祉を通して人権にもかかわってきておられます。退職後は、先ほど申しましたがシルバー人材センターの理事長を務めるなど地区民の信望も厚く、活躍されております。中島氏の豊富な知識と経験を生かしていただくべく、平成20年7月に人権擁護委員に委嘱されてから現在まで、その役割をしっかりと果たしていただいております。したがって、これまでの活躍を鑑みまして、再度人権擁護委員として推薦をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

午後5時56分 休 憩

午後5時57分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見書のとおり適任と認める答申をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号はお手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定しました。

日程第25「同意第1号 教育委員会委員の任命について」

議長（大須賀 啓君）

日程第25、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、本日お配りしました議案書、同意第1号につきましてごらんいただきたいと思います。

同意第1号でございますが、教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町宮床字兎野一番119番地、氏名、鎌田和男、生年月日、昭和28年4月8日でございます。

先ほど見ていただきました別添資料、同意第1号関係をごらんいただきたいと思っております。

この鎌田氏の学歴、職歴、表彰等につきましては、記載のとおりでございます。ごらんいただきたいと思っております。推薦の理由でございますが、渡邊國雄委員の辞職に伴いまして後任の教育委員の任命に当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

鎌田氏は、昭和52年に千葉大学を卒業された後、雄勝町の桑浜小学校を皮切りに教壇に立たれました。仙台市内の各学校で教鞭をとられ、仙台市立川平小学校の教頭を経て仙台の遠見塚小学校の校長、そして現在は仙台市立将監中央小学校の校長を歴任され、現在に至っておるところでございます。ご案内のとおり、教育現場第一線での活躍、教育現場一筋に活躍してこられまして、その豊富な教育経験につきまして、大和町の教育行政の振興に大きく貢献していただけるものと期待しておるところござ

います。したがって、教育委員として任命についてお願いするところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第1号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番浅野俊彦君及び3番千坂裕春君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検を願います。

〔投票箱点検〕

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番浅野俊彦君及び3番千坂裕春君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 16票

反 対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第26「委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第26、委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長松川利充君。

議会運営委員会委員長 （松川利充君）

それでは、提出の説明を申し上げます。

委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条3項の規定により提出するものでございます。

続いて、提出の理由を申し上げます。

議会基本条例が25年12月20日に制定され、平成26年4月1日より施行することにな

っており、それに伴い自由討議、反問権等について所要の改正を行うものでございます。

それでは、裏面の2ページをごらんいただきたいと思います。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則。

大和町議会会議規則（平成3年大和町議会規則第1号）の一部を次のように改正するものでございます。

まず、第51条中「起立」を「挙手」に改め、同条の次に次の1条を加えるものでございます。それは、「自由討議」について、第51条の2として「質疑終了後、動議があったとき又は議長が必要と認めたときは、会議に諮って自由討議を行うことができる」とするものでございます。

次に、第62条の次に次の1条を加えるものでございます。それは、「町長等の反問」について、第62条の2として「町長及び執行機関の職員が、大和町議会基本条例（平成25年大和町条例第53号）第6条第2項の規定により反問するときは、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を求めなければならない」とするものでございます。

次に、第67条の次に次の1条を加えるものでございまして、「委員会における自由討議」についてでございます。第67条の2として、「議題について、委員から申出があったとき又は委員長が必要と認めたときは、委員会に諮って自由討議を行うことができる」とするものでございます。

附則として、「この規則は、平成26年4月1日から施行する」とするものでございます。

なお、議会活性化調査特別委員会におきまして詳細にご説明申し上げておりますので、次のページの新旧対照表については省略をさせていただきたいと思います。ごらんいただきたく存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「議員派遣について」

議長（大須賀 啓君）

日程第27、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第28「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第28、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5 時 1 5 分 閉 会